

## 国民年金第3号被保険者の届出

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することが義務付けられています。共済組合の組合員は、『第2号被保険者』となり、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（以下、「被扶養配偶者」という。）は、『第3号被保険者』となります。

### 国民年金の被保険者の種類

第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者・学生・フリーターなどで第2号被保険者、第3号被保険者に該当しない方
第2号被保険者	厚生年金の被保険者（公務員、民間会社員等）
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている方で20歳以上60歳未満の配偶者 <u>（被扶養配偶者）</u>

○届出が必要です！忘れないよう必ず届出をしてください。

- 第3号被保険者に該当することになったとき
- 第3号被保険者から第1号被保険者に変更になったとき

○共済組合を経由して日本年金機構へ届出を行います。

共済組合の組合員のうち、一般組合員（第3号厚生年金被保険者<sup>※</sup>）の被扶養配偶者にかかる、第3号被保険者の加入及び住所変更、非該当（原因が収入超過・離婚）等の手続きについては、共済組合を経由して日本年金機構へ書類を提出します。

- 書類は、組合員の所属所（市長部局にあっては総務事務センター）を通じて提出してください。

※短期組合員（第1号厚生年金被保険者<sup>※</sup>）の届出について

共済組合を経由せず所属所（事業主）が日本年金機構へ書類を提出します。

※厚生年金の種別および実施機関（参考）

組合員区分	種別	実施機関
一般組合員	第3号厚生年金被保険者	共済組合
短期組合員	第1号厚生年金被保険者	日本年金機構

○国民年金第1号被保者の届出

被扶養配偶者でなくなり第3号被保険者から第1号被保険者に該当することになったときは、組合員の配偶者がお住まいの市区町村の国民年金担当課で、種別変更手続きをする必要があります。

手続きを行わないと将来受給する年金が少なくなったり、年金が受けられなくなったりすることがありますので、ご注意ください。

届出が必要な主な事例	提出先	提出書類
被扶養配偶者に該当するとき 【扶養認定等の手続きと同時に提出】	所属所 (一般組合員のみ、共済組合経由で日本年金機構へ提出します。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金第3号被保険者関係届 (添付書類)</li> <li>年金手帳の写し等 (基礎年金番号がわかるもの)</li> <li>★事実発生日から30日を越えて届出する場合は、別途必要な書類あり。</li> </ul>
被扶養配偶者が死亡したとき		<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金第3号被保険者関係届</li> </ul>
被扶養配偶者の住所を変更したとき		<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金第3号被保険者住所変更届</li> </ul>
被扶養配偶者の氏名・生年月日等を変更(訂正)するとき		<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金第3号被保険者関係届 (添付書類) 年金手帳</li> </ul>
日本国内に住所を有さないが、海外特例要件に該当するとき (例) 1. 海外に留学するとき 2. 海外赴任する第2号被保険者に同行するとき 3. 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航するとき 4. 第2号被保険者が外国に赴任中に当該第2号被保険者との身分関係が生じた者であって2. にあける者と同等と認められるもの 等		<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金第3号被保険者関係届</li> <li>※新規で第3号被保険者の資格取得する方が海外特例要件に該当する場合</li> <li>※第3号被保険者の方が海外特例要件に該当し、出国する場合</li> <li>※第3号被保険者で海外特例要件に該当している方が、帰国した場合</li> <li>※第3号被保険者で海外特例要件に該当していた方が、海外に居住したまま海外特例に該当しなくなった場合</li> </ul> <p>上記の場合は届出が必要です。</p> <p>注) 海外特例要件に該当する届出がない場合 国外転出情報が確認され日本年金機構から届出勧奨が行われた後に届出が提出されないのときは、職権により第3号被保険者資格の喪失処理がされますので、ご注意ください。</p>
被扶養配偶者でなくなったとき (例) 1. 別居したとき 2. 組合員が退職したとき 3. 収入が認定基準額以上に増加した場合 (自営業・パート・雇用保険等) 4. 離婚したとき	お住まいの市区町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>【第1号被保険者関係】</li> <li>★お住まいの市区町村の国民年金担当課で種別変更手続きを行って下さい。</li> <li>※なお、例の1, 3, 4の場合は国民年金第3号被保険者関係届(被扶養配偶者非該当)を当共済組合へ提出する必要があります。</li> </ul>
被扶養配偶者が就職して厚生年金や共済年金に加入したとき	配偶者の勤務先	<ul style="list-style-type: none"> <li>【第2号被保険者関係】</li> <li>配偶者の就職先(事業主)が手続きを行います。</li> </ul>